# 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 （昭和四十七年運輸省令第五十号）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  次に掲げる物質を含む洗浄剤を含まないこと。
* 二  
  国土交通大臣が定める方法により検定した場合における別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げるとおりであること。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年一二月二一日運輸省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年二月二四日運輸省令第三号）

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。

# 附則（昭和五一年八月一四日運輸省令第三四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

# 附則（平成元年一〇月九日運輸省令第二九号）

この省令は、平成元年十月十五日から施行する。

# 附則（平成六年二月一八日運輸省令第三号）

この省令は、平成六年二月二十日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一三年八月六日国土交通省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

# 附則（平成一八年一二月二七日国土交通省令第一二一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、同年一月一日から施行する。

# 附則（平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一二月九日国土交通省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八四号）

この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一八日国土交通省令第六九号）

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。